琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）29

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43811

要望書（立法院・行政府）

昭和四六年五月八日

日本弁護士連合会
会長　渡部喜十郎

殿

沖縄復帰対策に関する要望書

沖縄施政権の返還に関する日米間の外交交渉およびこれに伴う国内的諸施策の準備作業は着々進行中であると伝えられるが、当会は主として人権擁護の見地から次に掲げる諸点につき政府が特段の配慮をされるよう強く要望する。

46.5.10

安全保障課長

沖縄復帰対策に関する要望

一、米軍基地等について

1 政府は日米安保条約および関連取決めが何らの変更なく沖縄に適用されると繰返し述べ、あたかも在沖縄基地の規模、機能が在本土基地と同程度に縮少されるかのような期待を国民に抱かせたが、現在伝えられる交渉経過に関する限り沖縄基地の規模にさしたる実質的縮減はみられず、その機能に至つては全く変更がないように思われる。いうまでもなく安保条約および関連取決めの変更なき適用ということは復帰後本土と沖縄とが一体として安保体制の下におかれることを意味するが、一方沖縄基地の持つ攻撃、謀略、核抑止等の機能は紛れもなく従来の本土における安保条約運用の限界を越えるものであり、それゆえ、もし沖縄基地の持つこのような機能が変更されることのないまま沖縄の復帰をみることになれば、それは安保体制と称せられるものの実質を一変させることになる。現行安保条約の是非についても国民の間に議論の存するところであるが、沖縄返還をきとしてその運用面において事実上大きな変化が生ずることにつき、国民は必ずしも充分に知らされているとは言えない。ことはわが国の憲法体制の根幹にも触れる問題であつて、もし沖縄基地の機能を低下させないことが返還交渉の前提的条件とされているのであれば、その事実およびそれが安保体制の実質的変更につながることを国民の前に明らかにし、そのような条件でもなお沖縄返還を求むべきか否が国民の意思を問うべきである。沖縄県民を含めて日本国民は必ずしも内容がどうであれ沖縄返還が実現しさえすればよいとしているものではないのである。

2 したがつて、少なくとも核兵器、毒ガスその他の生物化学兵器はもちろんSR七一偵察機部隊、心理作戦部隊、水陸両用部隊、情報学校、VOA放送施設等の撤去を実現すべきである。政府は事前協議制度によりこれらの活動を制限することが可能であるかのように説明しているが、これら部隊の持つ性質上それは不可能であると思われる。なお、これに関連して国民の不知の間に本土に設けられた第七心理作戦部隊の分遣隊等謀略的機能を持つ部隊の撤去も併せて実現すべきである。

3 沖縄における軍用地の存在は、農業をはじめとする経済の正常な発展に根源的な圧迫を加えているものであり、軍用地の大幅な返還なくして沖縄経済の健全な発展は不可能である。基地の問題は単に「安全保障」の見地からのみ考えるべきではなく、沖縄においては県民の憲法第二十五条で保障された生活の問題に直結するものであるからその面からの考慮も十二分になされなければならない。

4 軍用地に関して政府が地主と個別的に再契約をするとの方針をとつたことは正しい。この方針は最後まで貫かれるべきであり、安易に強制的収用使用を行なつてはならないことに各所有者ごとに目的土地の所在、面積、境界等を明確に特定すべきである。

（なお、この点につき従来琉球政府と地主との間に締結されていた基本賃貸借契約が極めて不完全なものであることは、「市町村非細分土地」の存在に徴しても明白であり、これを基礎としていわゆる「みなす」規定で処理すべきでない）

二、沖縄県民の対米請求権について

1 軍用地接収により通常生ずる損害、返還を受けた土地または将来返還を受ける土地を旧に復するための経費、港湾建設、拡張等のため滅失した土地の補償、演習による被害、演習場として使用されることによる漁業権、入会権等の消滅、米軍人等の犯罪行為による損害、基地公害などのほか米軍の存在により沖縄県民が蒙つた多岐多様な損害は莫大なものがある。この巨額に上る県民の損害賠償請求権を消滅させることは人道上許すべからざることであり、敗戦処理の一環としての講和条約交渉当時と同様の姿勢で沖縄返還交渉に臨み、安易に対米請求権を放棄するようなことがあつてはならない。また、もし交渉上諸般の都合によりやむをえずこれを放棄する場合には、被害を沖縄県民に負担させることのないよう国が債務を承継すべきである。

2 沖縄県民は米国の施政権下において米国に対する賠償請求を裁判上主張しうる権利としては認められておらず、米国の恣意的裁定による不当に低い補償を「恩恵」として受けえたに過ぎなかつた。したがつて国がその支払義務を承継するにあたつては、まずこれらを「権利」として認めた上でその正当な額を補償すべきであつて、いわゆる「見舞金」で糊塗してはならない。

3 国内的措置としては次のように考えるべきである。

(イ)損害の存在に関する立証責任を緩和し、且つ立証された損害についての国の賠償責任は無過失責任とする。

(ロ)講和前損害についての「見舞金」、講和後損害についての「外国人損害賠償法による支払金」の支払を受けたことをもつて補償が完了しているものとはみなさない。

(ハ)米国軍隊または米国政府機関の構成員の行為によつて蒙つた損害については、その行為の適法であると否とを問わず、また公務執行中であると否とを問わず、対米請求権があつたものとみなす。米国軍隊または米国政府機関の構成員でない米国国民が沖縄地域において犯した不法行為による損害についても同様とする。

(ニ)対米請求権のうち、すでに琉球政府が肩代りしている分については、訴訟手続等を経ることなく国が支払義務を承継する。

(ホ)対米請求権についての時効期間は復帰時から進行するものとする。

三、裁判等の効力について

1 従来沖縄においてなされてきた琉球政府裁判所、民政府裁判所の裁判等に如何なる効力を認めるかについては次の諸点を考慮すべきである。

(イ)日本国憲法の適用がなく、したがつてこれによる最終的保障がない。

(ロ)原則として二審制であり、事実審が手薄である。

(ハ)民政府裁判所裁判は異民族による裁判であり、その公用語は英語である。

これらは否定的な要因をなすものであるが、一方肯定的要因となるものには次の諸点がある。

(ニ)琉球政府裁判所における訴訟手続はすでに相当期間にわたつて本土訴訟法に従つて運営され、またその判決は日本国憲法への指向傾向が強い。

(ホ)琉球政府裁判所の裁判に関与した沖縄法曹の圧倒的多数がすでに本土法曹資格を認定されている。

(ヘ)過去になされた民事判決に基いてすでに多くの社会生活関係が形成されており、これらについての法的安定の要請がある。

(ト)刑事政策的にみて、従来の刑事判決を無効とすることは服役者を復帰時点において釈放すべきことになる。これらについて再逮捕再裁判等の手段もないではないが、少くとも

外国人（米国人、台湾人、韓国人等）についてはその方法はとりえない。また今後復帰までの間にこれら外国人の犯す犯罪についても復帰時点ですべて釈放するほかはない不当な結果を生ずる。

(ｲ)本年三月末現在における全沖縄服役者総数五〇二名中、民政府裁判所の判決による者は四名に過ぎず、しかもそれらはいずれも日本国民ではない。また近年民政府裁判所で刑事裁判を受けた日本国民は皆無である。

2 以上の諸点に鑑み、当会は次の原則的方針を提言する。

(ｲ)刑事裁判については、日本国憲法による保障の埒外にあつたことに鑑みそのすべてについて日本の法令に規定のない罪について公訴つき申立による再裁判の途をひらく。なお、日本

を提起された者は免訴とし、これらの罪につき有罪の判決が確定した者等に対しては特赦を行う。

(ﾛ)民事裁判については、法的安定の要請を重視するが一方民政府裁判所における裁判が異民族による裁判であり、また公用語が英語であつたことも考慮し、琉球政府裁判所の判決に対しては憲法違反その他公序良俗に反する場合に限り、また民政府裁判所の判決に対してはそのすべてにつき、再裁判の途をひらく。

(ﾊ)その他細部については別冊「沖縄復帰に伴う裁判、法務についての見解」による。

地位協定第十七条の改正について

安保条約第六条に基づく施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位に関する協定（地位協定）第十七条第三項a(ⅱ)によれば米軍人の犯罪のうち「公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪」については米軍当局が第一次裁判権を有するものとされており、しかも地位協定に関する日米合意議事録によれば「その罪が公務執行中の作為または不作為から生じたものである旨を記載した証明書で、その指揮官又は指揮官に代わるべき者が発行した

ものは、反証がない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の十分な証拠資料となる」と確認されているのであつて、事実上反証の困難さから指揮官等の証明書が絶対的効力を持ち、そのため米軍人等に対する裁判権の帰属につき従来本土でも屢々争いがあつた。もしこの制度をそのまま沖縄に適用するとすれば、沖縄における米軍犯罪発生の頻度に鑑み、極めて多くの軍犯罪が復帰後も依然として米軍の裁判権下にある印象を与え、県民に大きな失望をもたらすことになる。本土においても憾案とされたこの案件について、この際、公務執行中の犯罪もまた日本国当局が第一次裁判権を有するよう地位協定第十七条第三項a(ii)を削除することを強く要望する。

兵、むすび

沖縄の施政権返還に関する日米両国間の協定が如何なる形で締結されるか、また復帰後の施策がどのような内容を持つものであるかは、沖縄県民にとつては直接その生活につながる重大事であり、沖縄県民は当然にその内容を知らされ且つそれにつき意思を表明する機会を与えられる権利を有する。

この機会を封じることは日本国憲法における民主主義および地方自治の精神にもとるものと言わなければならない。

したがつて、返還協定および重要な復帰施策について県民の意思が充分に反映されるよう特段の措置を講ずべきである。

沖縄復帰に伴う裁判・法務についての見解

一、琉球政府裁判所における裁判および訴訟手続・執行手続・非訟事件手続は原則として効力を引継ぐ。民政府裁判所における裁判および公訴提起、訴提起は原則として効力を引継ぐ。

二、刑事確定判決に対して、復帰後六ケ月以内に被告人から申立があつたときは再裁判をする。検察官は前項の規定にかかわらず、死刑または無期の懲役、禁錮の判決を受けて拘留中の者につき緊急で再裁判を求めなければならない。

刑事再裁判の場合に適用すべき実体法および証拠法は犯罪時に有効であつた法令とする。ただし、日本の法令に規定のない罪についてはこの限りでない。

三、民事確定判決に対して、復帰後六ケ月以内に当事者から琉球政府裁判所の判決について(1)民事訴訟法第三九四条もしくは、第三九五条に該当する。(2)憲法に照し著しく正義に反するまたは(3)公の秩序善良の風俗に反する　として申立がなされたとき、民政府裁判所の判決については申立があつたときは再裁判をする。

再裁判の開始は執行を停止する効力を持たず、また再裁判の結果は従来の判決後正当に取得された権利に影響を及ぼさない。

四、琉球政府裁判所の判決に対する再裁判は高等裁判所の管轄とする。民政府裁判所の判決に対する再裁判は地方裁判所の管轄とする。ただし、高等弁務官の命令により琉球政府の上訴裁判所または高等裁判所から移送された事件については高等裁判所の管轄とする。

五、琉球政府裁判所で審理中の訴訟については当該審級に対応する裁判所で引続き審理する。民政府裁判所で審理中の訴訟についてはすべて地方裁判所に公訴または訴えが提起されたものとみなし、その段階にさかのぼつて審理をやり直す。ただし、高等弁務官の命令により移送された事件については、移送前の琉球政府の裁判所の審級に対応する裁判所が移送時の段階に引続き審理する。

琉球政府の上訴裁判所または高等裁判所の判決に対し民政府上訴裁判所に再上訴された事件については、最高裁判所に上告されたものとみなす。

日本の法令に規定のない罪につき公訴を提起された者については刑事訴訟法第三百三十七条第二号を適用する。

六、公訴時効、刑の時効、告訴、勾留、執行猶予および刑の執行の各期間は通算する。

七、復帰前の判決にかかる罪は前科として取扱わない。

八、再審判により無罪の判決を受けた者には刑事補償法を適用する。

九、日本の法令に規定のない罪によつて有罪の確定判決を受けた者、刑法第二条ないし第四条に定める罪（琉球政府の公務員は日本国の公務員とみなす）以外の罪により有罪の確定判決を受けた者、執行猶予中の者に対しては特赦を行ない、沖縄における法定刑の長期が当該罪に関する日本の刑事法令の法定刑の長期を超える罪により有罪の確定判決を受けた者に対しては減刑を行なう。

十、裁判所法第四十一条、第四十二条、第四十四条、判事補の職権の特例等に関する法律第一条、検察庁法第十九条の適用については、琉球政府における職を日本政府における当該職とみなす。ただし、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法による選考に合格しなかつた者についてはこの限りでなく、またこの法律による受験資格を一九五二年布告一二号琉球民裁判所制第七条B項により取得した者

については、その裁判官在職期間中五年間はこれを通算しない。

十一、高等裁判所支部および高等検察庁支部を那覇市に置く。地方裁判所、家庭裁判所および地方検察庁を那覇市に置き、その各支部（甲号支部）を名護市、平良市、石垣市に置く。簡易裁判所および区検察庁を那覇市、糸満町、コザ市、石川市、名護市、平良市、石垣市に置く。

十二、沖縄弁護士会については会則改正等必要な措置を講じた上で、弁護士法により設立された弁護士会とみなす。

以上

ソカヒ

大政事外外機官
務務次次 典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長	参企析調
領移長	参領旅移
ア長	参地中東北東西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋西東
近ア長	参審近ア
経長	次総経国一
	参貿統国二
経協長	参政技二国一理
条長	参条協規
国長	参政経科軍社専
情長	参道内外
文長	一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

408

総番号(TA) 23311 主管
71年 月 日 17時45分 沖縄 発
71年 5月 10日 17時55分 本省 着 中北1

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

行政府の復帰対策要こう要請書案

第481号 平

10日のけん民会議にし問された第3次復帰対策要こうに対する行政府の要請書案の概要次の通り。(けん民会議の模様については追電する。)

(1) 国の行政機関については、「総合開発特別措置法」に基づく開発計画の策定等を行なうため、国務大臣を長とする中央機関を設置し、他方地方行政機関の一部として通常各けんに置かれている国の行政機関は原則としておきなわけんにも全てこれを設置する。ただし、専門的事務、現業及び現場的実施事務等については、できるだけその所しよう機関を設置する。 ⊘LMO?

(2) 租税及び財政については、多数の税種目につき復帰の日から本土法を適用することとしつつも、次の特別措置を要請している。

(イ) 法人税

あおいろ申告法人の固定資産の減価償却範囲額につき、現行の30%割増償却制度が認められるよう暫定措置を講ず

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ること。

(ロ) 相続税

相続税法20条の規定の適用につき、おきなわの現行所得税で課された相続税に相当する額は、相続税法によつて課された相続税の額と見なす措置を講ずること。

(ハ) 再評価税

資産再評価法は適用しないこと。

(ニ) しゆ税

おきなわにおいて製造され、かつ消費されるしゆ類についてはしゆ税のけい減ができるよう暫定措置を講ずること。

(ホ) 物品税

おきなわ産のきこう製品(鬼 ?)、ひかく製品、しんじゅ及び貴金属製品等に対しもどし税制度または免税制度の措置を講ずること。がつ器等の民芸品に対し物品税の免除措置を講ずること。

(ヘ) さとう消費税

加工用原材料に対しては、本税を免除すること。

(ト) 租税特別措置法

重要物産免税制度及び船舶建造準備金制度につき、おきなわの現行租税特別措置法による指定期間を認め、また、土地建物等の長期譲渡所得については、本土同様に特例措置を復帰後6年間認めること。

—ユ—

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（チ）関税

企業対策、消費者物価対策、鎮こう振こうの観点から必要な暫定措置を講ずること。

（3）その他「輸移出入の制限等」及び「共済組合制度、年金制度」についての要請が含まれている。委細公信。

（了）

外務省

決議案第九号

沖縄の復帰対策に関する要請決議案

右の議案を提出する。

一九七一年五月十七日

立法院議長　星　克　殿

提出者　復帰対策特別委員長　桑　江　朝　幸

沖縄の復帰対策に関する要請決議

本院は、具体的な復帰施策についてそのつど重要な事項を取り上げて要請してきた。これらの要請については、既に閣議決定された沖縄復帰対策要綱ではまだ実現をみないものがあるのですみやかに取り上げられるよう再度要請すると共に、更に当面の要請事項として別紙の通り決定したので、これが全面的に沖縄復帰対策要綱（第三次分）に反映されるよう院議をもつて強く要請する。

右決議する。

一九七一年五月十七日

内閣総理大臣
その他関係各省大臣
あて
衆議院議長
参議院議長

琉球政府立法院

（別　紙）

一　税制・企業対策（詳細別紙）

1　制度や税負担の面における急激な変動によつて、県民生活に多大な影響を及ぼすおそれのあるものについては、当分の間、段階的に本土並みに移行等置を講ずること。

2　本土法の適用によつて既存企業の育成並びに地場産業開発がおびやかされるおそれのあるものについては、当分の間、税法上の保護育成措置と共に金融、財政面の特別措置を講ずること。

二　共済組合制度、年金制度

1　公務員等共済組合

(1)　当該制度については、復帰の際本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の公務員等共済組合法に基づく既得権を保障すること。

(2)　立法院議員の特殊組合員としての取扱い及び市町村議会議員の市町村間の議員期間の相互通算の制度等の既得権を保障すること。

(3)　市町村関係団体については、復帰の際本土の関係法令を適用するが、沖縄の公務員等共済組合法に基づく既得権を保障すること。

(4)　人事委員、会計検査官等復帰後非常勤職員となる者の沖縄の公務員等共済組合法に基づく既得権を保障すること。

2　公立学校職員共済組合

(1)　当該制度については、復帰の際本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の公立学校職員共済組合法に基づく既得権を保障すること。

(2)　中央教育委員の特殊組合員としての取扱いについては、その既得権を保障すること。

3　国民年金、厚生年金保険

(1)　本土と沖縄における当該制度の発足の遅れたことに伴う年金給付等については、沖縄法において年齢に応じた期間短縮及び期間通算等で特例措置が講ぜられているが、同措置によつても本土の年金受給者と比較すれば低額となつているので、復帰の際は、それの均衡を考慮して、不合理とならないよう同年齢、同年金額の給付が受けられるよう措置すること。

(2)　沖縄における年金制度発足前に資格を喪失した高齢者及び公的年金制度に全く加

入し得なかつた高齢者に対しては、何らかの救済措置を講ずること。

(3) 厚生年金保険制度において一九七〇年四月一日以降高齢者が、年金年限に達することなく、その被保険者資格を喪失した場合に、その者の過去期間（被保険者に相当する。）を通算するとすれば、年金年限に達しうる者については、通算措置ができるよう特例を設けること。

4 農林漁業団体職員共済組合

(1) 当該制度については、復帰の際、本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の農林漁業団体職員共済組合法に基づく既得権を保障すること。

(2) 本土の農林漁業団体共済組合に移行する際未掛金によつて生ずる不足額については、国庫補助が受けられるよう特別措置を講ずること。

5 農業者年金基金

当該制度については、復帰と同時に本土の関係法令を即時適用することとし、被保険者の受給期間については、法第五十一条の年金資格期間を二箇年短縮する特例措置を講ずること。

6 給員保険

復帰時において本土の関係法令を適用するが、沖縄の厚生年金保険制度に対してなされる措置との均衡を考慮して、不合理とならないよう措置を講ずること。

7 私立学校職員共済組合

復帰時において本土の関係法令を適用するが、組合員期間の計算は学校設立の時期から合算し、給付の算定の基礎となる組合員期間の計算の始期についても学校設立の時期から認めるよう措置すること。

三 琉球政府の関係機関等

1 行政委員会等の取扱い

(1) 復帰の際現に琉球政府及び市町村に置かれている委員会等で県及び市町村の行政機関として置かれる委員会若しくは委員に相当するものは、それぞれ当該機関に相当する機関とみなす措置を講ずること。

(2) 前項の委員会等の委員の任期は、復帰後の沖縄県における最初の知事の任命又は県議会議員の選挙、議決若しくは住民の投票により新委員が選出されるまでとし、その間は当該委員が引き続きその職務を行なうものとする措置を講ずること。

2 沖縄振興開発公庫の職員

現在の大衆金融公庫及び米国民政府所管の琉球開発金融公社の職員の身分は、新設される沖縄振興開発公庫が承継すること。

3 統計制度

沖縄の現行統計法に基づいて作成された各種統計については、復帰後も当分の間、現行の統計制度（統計体系、組織）を維持するよう暫定措置を講ずると共に、市町村統計機構も新設し、財政上の措置を講ずること。

四 厚生。労働

失業保険。労働者災害補償保険積立金の処理

失業保険及び労働者災害補償保険の積立金については、給付に必要な額（支払準備金）を除き、沖縄において勤労者の福祉の増進に寄与する方向で処理すること。

五 産業。経済

1 土地改良事業

沖縄の法令の規定により施行中の土地改良事業は、本土法による土地改良事業とみなす措置を講ずると共に、復帰後の土地改良事業については、沖縄の特殊事情を考慮し採択基準を緩和して実施できるよう措置を講ずること。

2 農業災害補償

農業災害補償法の実施に当たり、次の点について特別措置を講ずること。

(1) 作物共済については、沖縄農業の主軸をなすさとうきび及びパインアップルを組み入れること。

(2) 農業共済組合への加入については、特例を設けること。

3 対米輸出綿製品の取扱い

対米綿製品の輸出枠は、本土の割当に上積みし沖縄独自の既得権として存続させるよう措置を講ずること。

六 運輸。通信

1 海難審判庁審判官。理事官の任命資格及び海事補佐人の登録

(1) 沖縄の法令により任命されている海難審判庁審判官。理事官については、復帰の際本土法による任命資格を有するものとみなすこと。

(2) 沖縄の法令により登録されている海事補佐人は、復帰の際本土法令により登録されたものとみなすこと。

2 海難審判の効力

沖縄の海難審判庁理事官が海難事実を認知している事件及び係属中の事件は、本土法令によりそれぞれの手続きがなされたものとし、裁決のあつたものについては、本土法令により有効であるとすること。

七 教育

英語センターの取扱い

復帰に伴つて英語の需要が急増することにかんがみ、現に語学の研究と教育のセンターとしてその役割を果たしている英語センターの機能を復帰後も継続できるよう措置を講ずること。

なお、英語センターに対する米国民政府予算が一九七二年六月三十日以降打ち切られる旨通告されているので、同年七月一日以降復帰の時点までその運営ができるよう特別なる財政措置を講ずること。

八 軍用地関係

1 未払軍用地料の措置

米合衆国が直接収用した軍用地の地料は、琉球政府が委託を受けて地主に支払つているが、地主が居所不明、代理人をおいてないもの、相続登記抹消のため受領権者確認不能なもの等の理由で復帰までに支払えないことが予想され、当該地料支払いの根拠法である布令第二十号が復帰に伴い消滅するので、それにかかわらず、関係地主へ継続して支払いが保障される措置を講ずること。

2 熟認耕作地（一時使用許可地）

布令第二十号に基づいて、一時使用権を与えられている軍用地については、地料は、全額支払いされている。従つて、復帰後も国は、これらの土地の耕作者に不利益を与えないよう当該布令に基づき付与された一時使用権の保護措置と地料の全額支払措置を講ずること。

3 軍用地主に対する融資措置

現在の軍用地主のほとんどは、零細地主であるほか代替地の補償もなく借地又は借家を余儀なくされているため、資金融資の必要を切望しているので、特別な資金融資の制度を設けること。

九　政府道・市町村道の潰地その他公共用地として使用され未補償となつている土地補償

戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍・連合軍若しくは行政官庁による拡張又は新設のため、政府道・市町村道等に編入された道路及び河川の潰地その他公共用地として使用され、未補償となつている土地について適切な補償を実施すること。

（別　紙）

一　税制

(一)　国税

1　所得税

(1)　復帰の日から本土法を適用すること。

(2)　申告所得税の課税所得の計算については、復帰の日において事業を開始したものとすること。

(3)　源泉所得税については、申告所得税との均衡上年度末調整を行ない過納額があった場合には、これを還付すること。

(4)　短期譲渡所得の対象動産は、当分の間、沖縄法並みの措置を講ずること。

(5)　青色申告者の固定資産の減価償却範囲額については、現行の三十パーセント割増償却制度を当分の間認めること。

(6)　利子所得課税については、本土との間にかなり制度的差異があるので、当分の間、沖縄法による措置を存置する（本土法による小額貯蓄非課税制度を併用する。）こと。

2　法人税

(1)　復帰の日以後最初に終了する事業年度から本土法を適用すること。

(2)　青色申告法人の固定資産の減価償却範囲額については、沖縄の現行三十パーセント割増償却制度を当分の間認めること。

3　相続税

(1)　復帰の日から本土法を適用すること。

(2)　相続税法第二十条（相次相続控除）の規定の適用については、沖縄の現行所得税で課された相続税に相当する額は、相続税法によって課された相続税の額とみなすこと。

4　再評価税

資産再評価法は適用しないこと。

5　酒税

(1)　復帰の日から本土法を適用するが、企業の保護育成と消費者物価対策の面から

沖縄において製造され、かつ、消費される酒類については、当分の間、酒税の軽減ができるよう暫定措置を講ずること。

(2) 沖縄の現行法で酒類の製造販売又は輸入の免許を受けた者に対しては、本土法によるそれぞれの免許を受けたものとみなすこと。

(3) 原料米については、食糧管理制度の適用外として、現在の外米買入価格及び輸入枠を認める措置を講ずること。

(4) 連続式蒸留機を有する酒造工場に対しては、アルコール専売法に基づく指定工場として全量買上げの措置を講ずること。

(5) 輸入洋酒（ウイスキー、ブランデー等）の税率については、沖縄の観光産業育成と基地関係業者対策上、当分の間、現行沖縄酒類消費税の税率並みに軽減する暫定措置を講ずること。

6 物品税

(1) 県産のべっ甲製品、皮革製品、真珠及び貴金属製品等の身辺用細貨類を観光土産物品として指定し、物品税の戻税制度又は免税制度の措置を講ずること。

(2) 楽器等の県産民芸品については、物品税の免税措置を講ずること。

7 砂糖消費税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 加工用原材料については、砂糖消費税を免除すること。

(3) 沖縄において消費される砂糖については、物価対策の観点から現在の小売価格が維持できるよう砂糖の消費税の軽減措置を講ずること。

8 登録免許税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 沖縄の法令の規定による登録免許税を納付した者については、本土法の適用により当該免許等が付与される場合には、登録免許税を免除すること。

9 租税特別措置法

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 現行沖縄租税特別措置法により特別措置の対象となつている重要物産の保護育成のための免税制度及び船舶建造準備金制度については、その指定期間、これらの特別措置を継続的に講ずること。

(3) 政府及び市町村等公共のために買い取られる土地権利等については、沖縄の現行租税特別措置法に基づいて暫定措置を講じ、また土地建物等の長期譲渡所得については、本土同様に特別措置を復帰後六箇年間認める措置を講ずること。

10 揮発油税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 沖縄の生産、流通機構が整備されるまでの間、消費者物価対策並びに産業育成の面から当分の間、税軽減の暫定措置を講ずること。

(3) 全県プール価格制を維持すること。

11 地方道路税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 当分の間、揮発油税と同様に税軽減の暫定措置を講ずること。

12 石油ガス税

県民生活に及ぼす影響を考慮し、当分の間、沖縄の現行税率を維持すること。

13 通行税

復帰の日から本土法を適用する。ただし、県内航空路の整備強化を図るため、県内航空旅客にかかる通行税の軽減措置を講ずること。

14 関税

復帰の日から本土法を適用することを原則とするが、企業対策、消費者物価対策、観光振興の観点から次のような暫定措置を講ずること。

(1) 工業用として外国から輸入している原材料については、従来の実績、将来の展望等を考慮して必要な輸入量を確保すると共に関税の暫定措置を講ずること。

(2) 従来その大半を諸外国から輸入している生活必需品で、関税の税率差が沖縄の現行物品税に比較して著しく大きいため、本土法適用によつて消費者物価上昇の大きな要因となる品目については、必要な輸入量を確保すると共に関税の暫定措置を講ずる。この場合、県民のし好も留意すると共に県内産業の保護育成策も合わせて配慮すること。

(3) 観光客にかなり販売されている商品で本土との税率差が大きいものについては、

関税の暫定措置を講ずる。ただし、県産品と競合する輸入品については、これを除外すること。

(4) 外人に対する輸入洋酒販売店等については、所要の横流れ防止策を講じたうえ消費される輸入洋酒に対し、現行税率を据え置く措置を講ずること。

(二) 県税

1 県民税

(1) 復帰の日から本土法を適用する。ただし、税率については、所得税、法人税、市町村民税等租税負担の面から検討し、段階的に本土標準税率に調整すること。

(2) 個人均等割及び法人均等割については、復帰の日以後の月数に応じ計算した額とすること。

(3) 個人所得割については、前年度の所得はなかつたものとして適用すること。

(4) 法人税割については、復帰の際沖縄に本店又は主たる事務所を有する法人については、復帰の日において事務所等が新設されたものとみなすこと。

2 事業税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。

(2) 個人については、復帰の日において事業を開始したものとみなすこと。

(3) 法人については、復帰の日において当該事業年度が開始したものとみなすこと。

3 不動産取得税

復帰の日から本土法を適用する。ただし、税率については、昭和四十八年度から本土並みになるよう段階的に調整すること。

4 県たばこ消費税

たばこ専売法の適用と並行して本土法を適用すること。

5 狩猟免許税

鳥獣保護及び狩猟に関する法律と並行して本土法を適用すること。

6 自動車取得税

営業用については、当分の間、自動車取得税を課さないこと。

7　軽油引取税

復帰の日から本土法を適用する。ただし、税率は消費者物価、企業対策の面から段階的に本土税率並みに引き上げること。

8　自動車税

復帰の日に自動車を所有している者については、復帰の日に自動車を所有したものとして自動車税を課する。ただし、沖縄の税法によつて当該年分の自動車税を課されているものについては、その年分の自動車税は課さないこと。

(三)　市町村税

市町村税は、沖縄の現行税率を維持する。ただし、電気ガス税は当分の間適用しないこと。

二　企業対策

(一)　沖縄の既存企業と競合する新規企業の規制

沖縄経済は、戦後二十六年間にわたり独自の経済圏を形成し発展してきたが、その内容は基地依存度が高く、基盤がぜい弱である。従つて、復帰に際し、沖縄経済の基盤を確立するため、既存企業の育成助長の抜本的対策と合わせて当分の間、沖縄の既存企業と競合する本土企業の沖縄進出を規制する特例措置を講ずること。

(二)　輸移出入の制限

租税及び輸移出入の暫定措置を講ぜられる品目のうち特定のものについては、国及び県は、暫定期間、法令をもつてその輸移出入について所要の制限措置を講ずること。

(三)　既存企業の既得権の維持存続と適正補償

沖縄の経済社会を支えてきた企業は、復帰に伴う制度の変更によつてその既得権を失うことになるものが多く、そのまま制度を移行すれば沖縄経済を混乱におとし入れるのみならず県民生活をおびやかすことになる。従つて既得権を認める暫定措置を講ずる一方、やむを得ず廃業する企業とその関係者並びに従業員には、次の特別措置を講ずること。

(1)　専売移行に伴うたばこ製造業、葉たばこ生産者並びにその関係業者、従業員に

対する補償

(2) 専売移行に伴う外国製たばこ輸入業者に対する営業補償並びにその関係業者の補償

(3) 専売移行に伴う製塩業者の営業補償

(4) バス、タクシー等道路運送車輛の道交法等の適用により生ずる費用の補償

(5) 宝石類加工業者の純金地金取扱業者の指定と価格の現行据置き

(6) 相互銀行の外国為替業務の維持存続

(7) 米穀販売業（輸入、卸、小売）免許の継続

(8) 酒類販売免許取得者の免許の継続

(9) 保険募集代理店の免許の継続

(10) 現行海運業者に対する内航海運事業法による内航取扱業者の新規免許の付与

(11) 普通銀行の信託業務の兼営継続

(12) 基地縮小に伴う関連企業対策として、転廃業資金の低利長期融資と販売物品の

低関税制度の暫定措置

(四) 沖縄振興開発公庫の特別融資制度の設定、中小企業設備近代化資金の特例措置

政府政策金融制度の欠如のため沖縄の経済社会の開発は遅れ、その格差は著しいものがある。従つて、沖縄は、総合開発振興計画の下に抜本的財政金融対策を講ずる必要があるので、開発公庫の貸付条件は本土の制度より特に緩和し経済社会開発を促進する。中小企業対策として既存企業の保護育成に重点を置き、中小企業近代化促進法の適用を拡大して設備の近代化を促進すること。

沖縄の施政権返還協定に関する要請決議

沖縄の施政権返還については、日米両政府間において返還交渉が進み、調印の時期も目前に迫つていると報ぜられている。

本院は、県民の意思を返還協定に反映させるため一九七〇年八月三十一日決議第十一号及び一九七一年二月九日決議第一号をもつて強く要請してきたが、交渉の内容が次第に明らかになるにつれてV・O・A、第七心理作戦部隊等が復帰後も引き続き存置されようとする動きに対して県民は強い不満をいだくものである。

よつて本院は、返還協定の締結に当つては、前記決議（別紙）の趣旨が実現されるよう再度要請すると共に、次の事項を明確にするよう院議をもつて強く要請する。

一、核兵器及び毒ガス兵器を即時撤去させ、その事実を点検し、確認すること。

二、現在沖縄に配備されているV・O・A等の特殊放送施設、第七心理作戦部隊等の特殊部隊並びにSR七一偵察機を完全に撤去させること。

三、一九四五年の米軍占領以来、米軍並びに米合衆国政府の法令又は米合衆国政府要員等の行為により県民に与えた損失については、県民の請求権を認め、復帰の時までに補償がなされないものについては本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること。

右決議する。

一九七一年五月十七日

琉球政府立法院

内閣総理大臣
外務大臣
総理府総務長官
大蔵大臣
郵政大臣
防衛庁長官
衆議院議長
参議院議長
駐日米国大使
あて

決議案第八号

沖縄の施政権返還協定に関する要請決議案

右の議案を提出する。

一九七一年五月十七日

提出者　復帰対策特別委員長　桑江朝幸

立法院議長　星　克　殿

安全保障課長

荒、山崎、辻本

（　　）第285号

昭和46年5月20日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代

（件名）

施政権返還協定及び復帰対策に関する要請決議

引用公：電信
日付・番号　往電才527号

5月17日の立法院本会議において採択された標記要請決議文各2部別添送付する。

付属添付 ☒ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

安全保障調査室

日弁連総第一五七号
昭和四六年六月一九日

日本弁護士連合会
会長　渡部喜十郎

殿

要望書

当会は、かねてから沖縄における人権問題に深い関心を有しており、去る五月八日にも沖縄返還交渉および関係国内施策中、特に重要と思われる諸点につき政府に要望したのであるが、このたび調印された「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」は、復帰後も「基地の中の沖縄」といわれる状態が基本的に解決される保障がないばかりでなく、沖縄県民の人権についても充分な配慮がなされたとは認め難い。さらに文言上その解釈が曖昧となる部分もあるので、次の諸点につき重ねて要望する。

一、沖縄県民の人権に直接関係する諸点について

1、協定第四条第一項は「日本国及びその国民のすべての請求権を放棄」しているが、国民の同意もなくその権利を放棄する権限が国にあるかについては法律上疑義の存するところで、当会が前出要望において危惧した　敗戦国としての従属的姿勢　が、戦後二十数年を経た現在においてなお示されていることはまことに遺憾である。今後の国内的措置においてこれらの請求権につきいわゆる「見舞金」等により糊塗することなく、これを「権利」として認め、国の責任において正当な補償をするよう強く要望する。

同条第二項は放棄の除外例として「アメリカ合衆国の法令又はこれら諸島の現地法令により特に認められる」請求権を挙げ、合意諒事録において、対米請求権の根拠を掲げているが、これらにもとづく請求については、復帰時までに、最大限これを認め、

沖縄県民の損害補償が完全に行われるようにすべきである。

2、裁判の効力に関しては、特に刑事裁判において、それが日本国憲法による保障のない状態で行われたことに対する考慮が必要であり、また民政府裁判所が外国語を公用語としていたことについての配慮も必要であることはすでに要望したところである。しかるに協定が民事裁判の効力に関して民政府裁判所と琉球政府裁判所とを同列に取扱い（第五条第一項および合意諒事録）「公の秩序又は善良の風俗に反した」場合以外は全面的に有効としているのは異民族による裁判を嫌悪し、日本国憲法による保障を渇望してきた沖縄県民の心情を軽視するものであつて極めて遺憾である。

刑事裁判の効力について、協定は「判決確定前」の段階については「被告人または被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく」（同条第三項）としながら「判決確定後執行中」の段階について人権擁護上の配慮を示している。しかし

いては再審理の途を設けず（同条第四項）、「執行済」の段階については何ら定めていないから、効力（前科等）は引継がないものと思われその点に異存はないが、冤罪をそそぐべき機会もまた封じられている。これら判決確定後の段階についても、同条第三項同様の人権擁護を重視する立場を貫き、再裁判を受ける機会を与えるよう特別措置をなすべきである。

二、協定の法的解釈が曖昧となる懼れのある文言について

1. 協定前文によれば「これらの諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行われることを再確認」している。この文言については、従来、米韓、米台、米比、アンザス等の諸条約における共同防衛地域とされていたこれら諸島は米国の施政権返還に伴い、自動的に前記諸条約上の共同防衛地域外となり、代つて日米安保条約の適用地域となるのであるが、「共同声明の基礎の上に」返還されることを再確認することにより、韓国、台湾の安全が日本の安全にとつてきわめて重要視されるとした共同声明第四項を媒介として日米安保条約と前記諸条約との結合を条約上明文化したものであると解釈される懼れがある。

2. 協定第七条によれば「共同声明の第八項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう（返還を）実施する」ことを含めた諸措置を考慮して日本国が米国に対し三億二千万ドルの財政支出をすることを定めている。しかしながら共同声明第八項には「日本国政府の政策に背馳しないよう実施する」ことの前提条件として「米国政府の立場を害することなく」ということが述べられているのであつて、核兵器の秘密保持に関するアメリカ国内法およびこれに基く米国政府の立場を考えれば、必ずしも核撤去の確約とは言い難いと解釈される余地がある。

3. 協定第八条によればＶＯＡ放送施設の運営許容期間を一応五年としながら――その旨自体賛成し難いが、それはさておき――「将来の運用について」は、「二年後に協議する」とし、合意議事録では第八条に関して五年後も「ＶＯＡの運営を継続する必要性に対し、十分な認識を払う用意がある」と定めて無期限使用の可能性もあると解釈される余地を残している。

4. 以上のように、いかようにも解釈される余地を含む文言の使用は、この協定の重要性に鑑み避けるべきであつて、たとえば「日米安保条約と米韓、米台等の諸条約とは

無関係である。」「核兵器は撤去し将来も持込まない」「ＶＯＡの期限後運用延長は行行わない」と一目瞭然たる文言に字句の修正加除を施すか、または少なくともその趣旨を誤解の余地のないよう明確に記載した附属文書を附して国会の承認を求めるべきである。

以上